

【第3版/令和4年6月1日現在】

令和4年3月16日福島県沖地震

～被災者支援パンフレット～

生活再建に向けた各種制度の概要

このパンフレットは、令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により被災された市民の皆様が、一日でも早く、安全・安心な生活を送ることができるよう各種支援制度について取りまとめたものです。

本パンフレットをご活用いただき、皆様の生活安定のための一助としていただければ幸いです。

支援制度の問合せについては、各担当課までお願いします。

いわき市

目次

※第2版からの変更箇所については、_____で
示していますので、各支援制度の頁をご覧ください。

☆内容が更新された制度
★追加になった制度

No	支援制度名	頁
☆ 1	り災証明書の発行	1
2	被災証明書の発行	1
3	国民年金保険料免除申請制度	2
★ 4	国民健康保険税の減免制度	2
★ 5	介護保険料の減免	4
6	いわき市被災救助費救助金	4
7	災害弔慰金	5
8	災害障害見舞金	5
9	いわき市被災救助費弔慰金	5
☆ 10	災害援護資金貸付金	6
☆ 11	被災者生活再建支援制度	7
12	母子父子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金）	8
13	市営住宅の一時提供	9
☆ 14	災害救助法に基づく住宅の応急修理	9
★ 15	いわき市令和4年一部損壊住宅修理支援事業	11
16	生垣設置奨励補助金	12

※ 令和4年6月1日現在の情報を元に作成しております。

今後内容等が変更される場合もありますので、あらかじめご了承ください。

No1 り災証明書の発行 ※更新

支援の種類	証明書の発行
支援の内容	災害により住宅（現実に居住のために使用している建物）が被害を受けた世帯について、確認・調査のうえ証明書を発行します。（無料） ※ 住宅以外の倉庫や塀・門などの被害については、被災証明となります。
対象となる方	今回の地震により住宅（現実に居住のために使用している建物）に被害を受けた世帯
必要書類等	り災証明交付申請書
受付	○ 郵送または電子申請 令和4年3月18日（金）から令和4年6月24日（金）まで ※ 郵送の場合は、必着 ○ 本庁舎1階生活再建市民総合案内窓口（り災担当）・各支所 令和4年4月1日（金）から令和4年6月24日（金）まで 午前8時30分から午後5時まで ※ 土・日・祝日を除く
お問い合わせ	災対財政部り災班（財政部市民税課） 0246-22-7426 又は 0246-22-7427
その他	申請を受け付けた後、家屋調査を実施することとなるため、り災証明書の発行に日数を要することとなりますので御了承ください。

No2 被災証明書の発行

支援の種類	証明書の発行
支援の内容	災害により物件等に被害を受けた場合に発行します。（無料） ※ 住宅以外の倉庫や塀・門などの被害については、被災証明となります。
対象となる方	今回の地震により物件等に被害を受けた方
必要書類等	被災証明願、被害を受けた物件の写真等
受付	り災証明書と同じ受付場所となります。 ※ 郵送、電子申請による受付は行っておりません。
お問い合わせ	災対財政部り災班（財政部市民税課） 0246-22-7426 又は 0246-22-7427
その他	被災証明書は、即日発行できます。

No3 国民年金保険料免除申請制度

支援の種類	減免
支援の内容	災害により被害を受けた被保険者について、本人からの申請に基づき、国民年金保険料の免除を行います。
対象となる方	被保険者等の居宅又は居宅以外の建物、家財、宅地、田畑などに著しい被害（被害金額が、その価格のおおむね2分の1以上の損害）を受けた方 対象期間 令和4年2月分から令和6年6月分まで ※なお、令和4年7月分以降については、改めて免除の申請が必要となります。
必要書類等	必要書類は別途お問い合わせください。
受付	国保年金課または平年金事務所
お問い合わせ	国保年金課 0246-22-7464 平年金事務所 0246-23-5611

No4 国民健康保険税の減免制度 ※新規

支援の種類	減免														
支援の内容	今回の地震により被災した方について、申請により令和4年度の国民健康保険税の減免を行います。														
	○ 減免割合														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">損害の程度 世帯の 合計所得金額</th> <th colspan="2">減 額 又 は 減 免 の 割 合</th> </tr> <tr> <th>10分の3以上 10分の5未満</th> <th>10分の5以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下の場合</td> <td>2分の1</td> <td>全 部</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え 750万円以下の場合</td> <td>4分の1</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円を超え 1000万円以下の場合</td> <td>8分の1</td> <td>4分の1</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度 世帯の 合計所得金額	減 額 又 は 減 免 の 割 合		10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上	500万円以下の場合	2分の1	全 部	500万円を超え 750万円以下の場合	4分の1	2分の1	750万円を超え 1000万円以下の場合	8分の1	4分の1
	損害の程度 世帯の 合計所得金額		減 額 又 は 減 免 の 割 合												
		10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上												
500万円以下の場合	2分の1	全 部													
500万円を超え 750万円以下の場合	4分の1	2分の1													
750万円を超え 1000万円以下の場合	8分の1	4分の1													

対象となる方	<p>次のいずれにも該当する方となりますが、まずは担当課へご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 納税義務者又はその世帯に属する被保険者が所有する家屋又は家財に災害を受けたことによる損害の金額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が、その家屋又は家財の価格の10分の3以上である場合 <ul style="list-style-type: none"> ※ り災証明書の場合は「中規模半壊」以上となります。 ○ 令和3年中の世帯の合計所得金額が1,000万円以下の場合
必要書類等	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書（窓口に備え付け、また市ホームページに掲載） 2 令和4年度納税通知書（課税明細書） 3 り災証明書（未交付の方は後日添付でも可） 4 保険金、損害賠償等の補てん金額がわかる書類 5 代理人が申請する場合は、委任状と代理人の身分証明書 6 その他、被害状況に応じて必要な書類
受 付	<p>国保年金課 国保税係（市役所本庁舎1階）</p> <p>令和4年7月6日（水）～ 令和5年2月21日（火）</p> <p>8:30～17:00</p> <p>※平日のみ受付（年末年始の12/29～1/3 は休み）</p>
お問い合わせ	<p>国保年金課 国保税係 0246-22-7429</p>
その他	<p>令和3年中の合計所得金額及び損害の状況に応じて、減免の割合は異なります。</p> <p>また、納期限7日前までの申請が必要となります。</p> <p>※納期限を過ぎた期別分は減免対象外となります。</p>

No5 介護保険料の減免 ※新規

支援の種類	減免														
支援の内容	<p>今回の地震により被災した、いわき市の介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）について、申請により令和4年度の介護保険料の減免を行います。</p> <p>○ 減免割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計所得金額</th> <th colspan="2">損害の程度</th> </tr> <tr> <th>半壊以上</th> <th>全壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>2分の1</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>4分の1</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>8分の1</td> <td>4分の1</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	損害の程度		半壊以上	全壊	500万円以下	2分の1	全部	500万円超 750万円以下	4分の1	2分の1	750万円超 1,000万円以下	8分の1	4分の1
合計所得金額	損害の程度														
	半壊以上	全壊													
500万円以下	2分の1	全部													
500万円超 750万円以下	4分の1	2分の1													
750万円超 1,000万円以下	8分の1	4分の1													
対象となる方	<p>次のいずれにも該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1号被保険者又は生計中心者の前年度中の合計所得金額が1,000万円以下の方 り災証明書の判定が半壊、中規模半壊、大規模半壊、全壊の方 														
必要書類等	<p>○ 申請書</p> <p>○ り災証明書</p>														
受付	<p>令和4年7月上旬～令和5年2月末日</p> <p>介護保険課（市役所本庁舎1階）</p>														
お問い合わせ	<p>介護保険課 0246-22-7616</p>														

No6 いわき市被災救助費救助金

支援の種類	給付
支援の内容	<p>災害により住宅が損害を被った市民の方に支給します。</p> <p>○ 全壊した場合 1世帯につき10万円、被災者1人につき2万円</p> <p>○ 半壊した場合 1世帯につき5万円、被災者1人につき1万円</p>
対象となる方	<p>り災証明書の判定が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」となった世帯</p>
必要書類等	<p>り災証明書、振込口座の写し</p>
受付	<p>各地区保健福祉センター 8:30～17:15</p>
お問い合わせ	<p>保健福祉課 0246-22-7612</p>

No7 災害弔慰金

支援の種類	給付
支援の内容	災害により死亡された方又は災害時の避難生活による体調悪化若しくは災害による負傷の悪化などで死亡された方のご遺族に弔慰金を支給します。 ○ 生計維持者が死亡した場合 500 万円 ○ その他の者が死亡した場合 250 万円
対象となる方	死亡診断書等により災害による死亡と確認できた場合関連死については、災害との相当な因果関係があることが確認できる書類の提出を受けて、審査・認定することとなります。
必要書類等	別途お問い合わせください。
受 付	保健福祉課（市役所本庁舎7階）
お問い合わせ	保健福祉課 0246-22-7612

No8 災害障害見舞金

支援の種類	給付
支援の内容	災害により負傷するなどして、その後も重度の障害が残った方に見舞金を支給します。 ○生計維持者が障害を負った場合 250 万円 ○その他の者が障害を負った場合 125 万円
対象となる方	災害と障がいの相当な因果関係があることが確認できる書類の提出を受けて、審査・認定することとなります。
必要書類等	必要書類は別途お問い合わせください。
受 付	保健福祉課（市役所本庁舎7階）
お問い合わせ	保健福祉課 0246-22-7612

No9 被災救助費弔慰金

支援の種類	給付
支援の内容	災害により死亡された方の葬祭を行う方に、弔慰金を支給します（大人 20 万円、小人 10 万円）
対象となる方	災害により死亡された方の葬祭を行う方
必要書類等	必要書類は別途お問い合わせください。
受 付	保健福祉課（市役所本庁舎7階）
お問い合わせ	保健福祉課 0246-22-7612

No10 災害援護資金貸付金 ※更新

支援の種類	貸付金
支援の内容	<p>災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。</p> <p>○世帯主に負傷がない場合 (療養期間が1ヶ月未満の負傷を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家財の損害1/3 以上 限度貸付額 150 万円 ・住居の半壊・大規模半壊 限度貸付額 170 万円 (250 万円) ・住居の全壊 限度貸付額 250 万円 (350 万円) ・住居全体が滅失又は流失 限度貸付額 350 万円 <p>○世帯主に療養期間が1ヶ月以上の負傷がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家財、住居の損害なし 限度貸付額 150 万円 ・家財の損害1/3 以上 限度貸付額 250 万円 ・住居の半壊・大規模半壊 限度貸付額 270 万円 (350 万円) ・住居の全壊 限度貸付額 350 万円 <p>※ 被災した住居を建て直す際に、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等の事情がある場合は () 内の金額となります。借家の方は該当しません。(取壊したことが分かる証明書が必要です。)</p> <p>※ 家財の損害とは、家財についての被害金額が、家財の価格のおおむね3分の1以上の損害があった場合となります。</p> <p>※ 世帯主の負傷とは、市内での被災による負傷が対象です。</p> <p>(要件：災害により、世帯主が負傷した世帯や、住居や家財等に著しい被害を受けた世帯のうち、その所得が一定額未満の世帯。)</p>

対象となる方	災害により被災した世帯のうち、次のいずれかの要件を満たす方 1 世帯主が負傷した世帯 2 住居に被害を受けた世帯 3 家財の被害金額が家財の総額の3分の1以上の被害を受けた世帯 ※ 所得制限があります。
必要書類等	り災証明書、令和3年度の世帯全員の所得額課税額証明書
受付	1 各地区保健福祉センター 8:30~17:15 2 保健福祉課（市役所本庁舎7階） ※申請期限：令和4年6月30日
お問い合わせ	保健福祉課 0246-22-7612

No11 被災者生活再建支援制度 ※更新

支援の種類	支援金
支援の内容	<p>災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</p> <p>○支給額 支給額は、2つの支援金の合計額となります。 (世帯人数が1人の場合は、各該当する金額が3/4になります。)</p> <p>□住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊等 100万円 ・大規模半壊 50万円 ・半壊以上（やむを得ず解体）100万円 <p>□住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設・購入 200万円（中規模半壊：100万円） ・補修 100万円（中規模半壊：50万円） ・賃借（公営住宅を除く）50万円（中規模半壊：25万円） <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。</p>
対象となる方	<p>○住宅が自然災害により全壊等（※）又は大規模半壊した世帯、中規模半壊した世帯が対象です。 （※）次の世帯を含みます。</p> <p>□住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</p>

	<p>※ 被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。</p>
必要書類等	<p>1 基礎支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑 ・ (世帯主の方の)り災証明書 ・ (世帯主の方の)世帯主名義の通帳 <p>※ 解体をした場合は、取り壊し証明書とやむを得ず解体したことがわかる資料が必要になります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(例) やむを得ず解体したことがわかる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理由書 (取壊しが必要な具体的理由) ・ 写真 (取り壊さなければ、危険だと判断できるもの) ・ 修繕の見積書 (修繕費が著しく高額だと判断できるもの) </div> <p>※ り災証明書と住民票の住所が異なる場合は、別途書類が必要となる場合があります。詳細は、お問い合わせください。</p> <p>2 加算支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑 ・ (世帯主の方の)り災証明書 (確認のため提出は不要) ・ (世帯主の方の)世帯主名義の通帳 ・ 建設・購入、補修、賃借の契約書の写し <p>※ その他、書類が必要となる場合があります。詳細はお問合せください。</p>
受付	<p>1 各地区保健福祉センター 8:30~17:15</p> <p>2 保健福祉課 (市役所本庁舎7階)</p> <p>申請期限</p> <p>基礎支援金：令和5年4月15日</p> <p>加算支援金：令和7年4月15日</p>
お問い合わせ	保健福祉課 0246-22-7612

No12 母子父子寡婦福祉資金貸付金(住宅資金)

支援の種類	貸付金
支援の内容	<p>災害等により住宅が全壊した場合であって特に必要と認められる場合、建設・補修等に必要な資金の貸付を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 限度額 (災害特別分) 200万円
対象となる方	母子家庭・父子家庭等で、災害により住宅が全壊した方

必要書類等	住宅の建設・購入・増改築・補修等に係る計画書、見積書。 当該家屋の所有状況を明らかにする書類。
受 付	各地区保健福祉センター
お問い合わせ	こども家庭課 0246-27-8563
そ の 他	※その他、条件等があります。お問い合わせください。

No13 市営住宅の一時提供

支援の種類	住宅の一時提供
支援の内容	一時的な避難先として市営住宅を提供するもの
対象となる方	災害により自宅に居住できなくなった方
必要書類等	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災証明書 2 市営住宅入居申込書 3 所得額課税額証明書 4 住民票 5 誓約書 6 その他目的外使用許可決定に必要な書類
受 付	いわき市市営住宅管理センター 8:30~17:00 いわき市市営住宅泉窓口センター 8:30~17:00
お問い合わせ	いわき市市営住宅管理センター 0246-38-3245 いわき市市営住宅泉窓口センター 0246-38-3417

No14 災害救助法に基づく住宅の応急修理 ※更新

支援の種類	応急修理
支援の内容	<p>今回の地震により「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊」と判定された住宅を市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急修理する制度です。</p> <p>○ 応急修理の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急修理の範囲 <p>対象範囲は、次の4項目のうちから、日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急を要する箇所について実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根、柱、床、外壁、基礎等 ・ ドア、窓等の外部に面する開口部 ・ 上下水道、電気、ガス等の配管、配線 ・ 衛生設備

	<p>2 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震の被害と直接関係のある修理のみが対象です。 内装に関するものは原則として対象外です。 家電製品は対象外です。 <p>○ 基準額</p> <ol style="list-style-type: none"> 一世帯あたりの限度額は次のとおりです。 59万5千円以内（準半壊は30万円以内） 同一住宅（1戸）に2以上の世帯が居住している場合でも、上記1の一世帯あたりの限度額以内となります。
支援の対象	<p>以下の全ての要件を満たす方（世帯）が対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害救助法が適用された日（令和4年3月16日）に本市に居住する者であること。 り災証明書の判定が「大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊」となる被害を受けたこと。 ただし、「全壊」の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能となる場合は対象となります。 ※ 市が発行するり災証明書が必要となります。 応急修理を行うことにより避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。 「中規模半壊」、「半壊」または「準半壊」の住宅被害を受けた方（世帯）については、世帯の収入状況、資力が不足する理由を記載した「資力に関する申出書」の提出により、自らの資力では修理できないことが確認できること。
必要書類等	<ol style="list-style-type: none"> 住宅の応急修理申込書（本庁、各支所で配布のほか、市ホームページからダウンロード可能です。） り災証明書（原本） 世帯全員分の住民票（写しでも可） り災判定が「中規模半壊」、「半壊」又は「準半壊」の場合、「資力に関する申出書」
受付	<p>○<u>応急修理等支援窓口</u>（市役所本庁舎5階東側）</p> <p>○受付期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 申し込み <u>令和4年8月15日（月）まで</u> 完了報告書の提出 <u>令和4年9月15日（木）まで</u> ※土・日、祝日を除く ※状況により延長する場合があります。
お問い合わせ	<u>応急修理等支援窓口 0246-38-5042</u>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <u>すでに修理業者と契約し、支払いを済まされた方は利用できません。</u>

No15 いわき市令和4年一部損壊住宅修理支援事業 ※新規

支援の種類	応急修理
支援の内容	<p>今回の地震により「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定された住宅の損傷を受けた屋根や外壁等について、20万円（消費税等相当額含む）以上の修繕工事を実施し、修繕工事費の支払いを完了した者（世帯）に10万円を補助する制度です。</p> <p>○ 修理工事の内容</p> <p>1 応急修理の範囲 対象範囲は、次の4項目のうちから、日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急を要する箇所について実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根、柱、床、外壁、基礎等 ・ ドア、窓等の外部に面する開口部 ・ 上下水道、電気、ガス等の配管、配線 ・ 衛生設備 <p>2 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震の被害と直接関係のある修理のみが対象です。 ・ 内装に関するものは原則として対象外です。 ・ 家電製品は対象外です。
対象となる方	<p>以下の全ての要件を満たす方（世帯）が対象となります。</p> <p>1 地震により「準半壊に至らない（一部損壊）」損傷を受けた者（世帯）であり、地震時に損傷を受けた住宅に住んでいたこと。</p> <p>※ 市が発行するり災証明書が必要となります。</p> <p>2 地震により損傷を受けた屋根や外壁等について、20万円（消費税等相当額含む）以上の修繕工事を実施し、修繕工事費の支払いを完了した者（世帯）であること。</p> <p>3 「準半壊に至らない（一部損壊）」損傷を受けた者（世帯）について、世帯の収入状況、資力（修繕費用を出せる能力）が不足する理由を記載した「資力に関する申出書」の提出により、自らの資力では修理できないことが確認できること</p>
必要書類等	<p>1 いわき市令和4年一部損壊住宅修理支援事業補助金交付申請書（本庁、各支所で配布のほか、市ホームページからダウンロード可能です。）</p> <p>2 り災証明書（原本）</p> <p>3 公共料金の領収書等で、3月16日時点にそこに居住していたことが確認できる書類の写し</p>

	4 契約書（見積書）及び領収書 5 資力に関する申出書 6 施工前・中・完了写真（写真が無い場合、施工内容証明書が必要となります。） 7 振込口座を確認できる通帳の写し
受 付	○応急修理等支援窓口（市役所本庁舎5階東側） ○受付期間 ・申し込み 令和4年11月30日（水）まで ※土・日、祝日を除く ※状況により延長する場合があります。
お問い合わせ	応急修理等支援窓口 0246-38-5042

No16 生垣設置奨励補助金

支援の種類	補助金		
支援の内容	自己の居住する宅地の道路に面した部分に、新たに生垣を設置する方に対し、補助金を交付します。		
	○補助金額		
		1m当りの補助限度額	最高限度額
	生垣設置	5,000 円	100,000 円
	ブロック塀等を撤去して生垣設置	生垣設置	5,000 円
塀の撤去		5,000 円	100,000 円
	※ 道路に面する部分が総延長5m以上（1m未満の端数は切り捨て）で、高さ60cm以上の樹木を1m当たり2本以上植栽することが必要です。		
支援の対象	1 新たに生垣を設置する方 2 高さ1m以上のブロック塀、石塀、コンクリート塀、レンガ塀を撤去して生垣を設置する方 ※下記の各項目いずれかに該当する方は対象になりません。 (1)いわき市に住民登録がされていない方 (2)不動産販売を目的に生垣を設置する方 (3)既にこの補助金を受けている方 (4)他の法令等により、補助・補償を受けている方		

	(5)市税を納期限までに収めていない方
必要書類等	補助金交付申請書、事業計画書、見積書、着手前写真、納税証明書、委任状（申請手続きを代理人に委任する場合）、口座振替依頼書
受 付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時受付 ※令和3年度分は終了 ※令和4年度分は、4月1日から受付 ・ 受付場所：本庁舎6階 公園緑地課 平日 8:30～17:00
お問い合わせ	都市建設部公園緑地課 0246-22-7518
そ の 他	申請額の合計が予算額に達した時点で受付終了します。